

令和7年度 職業訓練指導員試験

受験案内

【試験日】

学科試験：令和7年10月21日（火）

実技試験：令和7年10月25日（土）

【実施職種】

- ① 木工科 …………… 実技試験・学科試験（指導方法及び関連学科）
- ② 全職種(①以外) …… 学科試験のうち指導方法のみ

※この試験は、岡山県職業訓練指導員の採用試験ではありません。



岡山県マスコット「ももっち・うらっち」

《お問合せ先》

岡山県産業労働部 労働雇用政策課 産業人材育成班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話：086-226-7387

岡山県公報第12727号（令和7年8月15日発行）において公告を行った令和7年度職業訓練指導員試験については、関連法令等諸規定及び同公告によるほか、以下により実施します。

1 試験を実施する免許職種及び受験対象者

免許職種	実施する試験	受験対象者
① 木工科	・実技試験 ・学科試験（指導方法及び関連学科）	受験資格を有する者
② 上記①を除く全職種 （別表1-1、 1-2参照）	・学科試験のうち指導方法	受験資格を有し、「実技試験の全部」及び「学科試験のうち関連学科の全部」が免除される者

※「指導方法」とは、学科試験のうち職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいいます。以下同じ。

※実技試験及び学科試験の全部の免除を受けようとする方の受験申請については、原則としてこの受験案内によらず、別途定める手続きにより行っていただきます。詳しくは「12 全部免除者の受験手続きについて」を御参照ください。

2 受験資格及び試験の免除の範囲

受験資格及び試験の免除の範囲は、別表2及び別表3のとおりです。

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 拘禁刑^(注)以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その日から2年を経過しない者

(注) 拘禁刑には、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。

3 試験の日時及び場所

区分 [対象免許職種]		試験日時	試験会場
学科試験	指導方法 [全職種]	令和7年10月21日（火） 午前11時から正午まで	岡山県庁分庁舎（旧三光荘） 共用会議室507 住所：岡山市中区古京町 1-7-36
	関連学科 [木工科]	令和7年10月21日（火） 午後1時30分から午後3時30分まで	
〔実技試験 木工科〕		令和7年10月25日（土） 午前9時から午後4時まで	岡山県立北部高等技術専門校 住所：津山市川崎953

注1) 学科試験の受験に当たっては、事前に受付を済ませ、試験開始10分前までに入室し、指定された席に着いてください。

2) 学科試験の会場に受験者用の駐車スペースはありませんので、自動車での来場は御遠慮ください。

3) 実技試験の受験に当たっては、事前に受付を済ませ、試験開始30分前までに試験会場へ入室してください。

4) 実技試験に関して、実技試験前日（令和7年10月24日（金））に試験会場の下見の機会を設け、使用する機器等の取扱説明及び受験者による試運転を予定していますので、受験される方はなるべくお越しください。時間等詳細は、受験申請者に対して別途御案内します。

5) 上記のほか、学科試験及び実技試験受験に当たっての詳細な注意事項等については、それぞれの受験申請者に対して、別途御案内します。

4 試験科目

試験科目は、次表のとおりです。

免許職種	実技試験の科目	学科試験の科目
木工科	木製品製作	一 指導方法 二 関連学科 1 系基礎学科 ① 製図（現図画法 読図法） ② 木材加工法（木材乾燥法 木材加工用機械 木材加工法） ③ 安全衛生（安全管理 衛生管理） 2 専攻学科 ① 工作法（木製品 工作法 組立法 仕上法 加飾法 木材加工用機械 仕様及び積算） ② 塗装法（塗装機器 塗装法） ③ 材料（木工用材料 接着剤 仕上用材料）
上記以外の全免許職種		指導方法

5 実技試験における服装・携行品等

実技試験（木工科）の受験に当たっての服装、携行品等については、受験申請者に対して別途御案内します。

6 受験申請手続

(1) 申請方法及び期間

- ・申請は、郵送によるもののみ受け付けます。
- ・申請受付期間 令和7年8月15日（金）から同年9月18日（木）まで
（令和7年9月18日の消印があるものまで有効とします。）
- ・封筒の表に「受験申請書在中」と朱書きして、必ず簡易書留でお送りください。

※御自身の受験資格の有無や受験料・必要書類の詳細等が不明な場合は、申請前に電話で下記（2）までお問い合わせください。内容によっては回答に時間を要する場合がありますので、お早めにお問い合わせいただきますよう、お願いします。

(2) 申請書類の提出先・問合せ先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県産業労働部 労働雇用政策課 産業人材育成班
電話番号：086-226-7387

(3) 提出書類

ア 受験申請書・履歴書

受験申請書及び履歴書に必要事項を記入してください。

※受験申請書等の様式は、県庁労働雇用政策課のホームページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.okayama.jp/page/796178.html>)

※申請書の様式は、①実技試験・学科試験のいずれも免除となる場合、②実技試験のみ受験する場合、③学科試験のみ受験する場合、④実技試験・学科試験の両方を受験する場合、で異なります。必ず対応した様式を用いてください。なお、①の場合は、原則としてこの受験案内によらず、別途定める手続きにより行っていただきます。詳しくは、「12 全部免除者の受験手続きについて」を御参照ください。

※複数の免許職種の受験を希望する場合、申請書はそれぞれ必要です。この場合、履歴書の提出は1部で結構ですが、履歴書の学歴、職業訓練歴、職歴及び受験資格免許等の各欄については、最終学歴等のほか、受験する全ての免許職種に係る受験資格・免除資格に関するものを記載してください。

※パソコン入力用の様式も用意していますが、申請は、紙に出力（印刷）したもので行っていただきます。出力後、申請書への写真の貼付（イ参照）と履歴書の申請者署名欄への自署が必要になりますので、御注意ください。

※ホームページからダウンロードできない方などで、受験申請書等の様式の送付を希望する場合は、180円分の切手を貼り宛先を明記した返信用封筒（角2封筒）を同封の上、上記（2）まで申し込んでください。

この場合、受付期間内に申請手続きを完了できるよう、日数に余裕をもってお申し込みください（最近、普通郵便の配達に要する日数が長くなっています）。また、郵送による交付を希望する旨をあらかじめ電話でお知らせください。

イ 写真2枚

申請前6箇月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面、無帽、縦4cm×横3cmで、裏面に氏名を記載したもの。一般的な証明写真の画質が必要です）。1枚は受験申請書の所定欄に貼り付け、もう1枚は添付してください。

※複数の免許職種の受験を希望する場合、申請書それぞれに写真1枚を貼り付けてください。添付する写真は計1枚で結構です。

例：電気科とメカトロニクス科で学科試験（指導方法）を受験する場合

貼付用2枚+添付用1枚=計3枚必要

ウ 受験資格を証する書類

技能検定合格証書の写しその他受験資格を証する免許証の写し、実務経験証明書等

※実務経験証明書の様式は、上記アに記載のホームページからダウンロードしてください。なお、実務経験証明書は、受験資格として免許職種に係る実務経験が必要な方（別表2参照）のみ添付してください。技能検定合格者など、受験資格として実務経験を要しない方は、添付する必要はありません。

※複数の免許職種の受験を希望する場合、受験資格を証するため共通に使用できる書類は、1部で結構です。

例：技能検定試験1級（電気機器組立て）に合格し、電気科とメカトロニクス科で学科試験（指導方法）を受験する場合

当該技能検定合格証書の写し 1部

エ 試験の免除資格を証する書類

職業訓練指導員試験一部合格証書の写しその他試験の免除の要件に該当することを証する免許証の写し等。なお、上記ウと重複するものは、別途提出する必要はありません。

(4) 受験手数料

実技試験 15,800円

学科試験 3,100円

○受験手数料の額についての留意事項

- 1) 実技試験と学科試験の両方を受験する場合は、上記の合計額（18,900円）が必要です。
- 2) 学科試験の受験手数料は、指導方法、関連学科の両方を受験する場合も、いずれか一方のみ受験する場合も同額です。
- 3) 複数の免許職種を受験する場合も、手数料は上記金額（実技試験：15,800円；学科試験：3,100円）です。※1)、2)も適用。

○受験手数料の納付方法等

- 1) 手数料は、申請前に「職業訓練指導員試験受験申請書」の様式を県庁、県民局、地域事務所等の岡山県収納専用窓口にお持ちいただき、様式上部のバーコードを提示して手数料を納入していただきます。この際交付される「岡山県納付済証」を受験申請書の所定欄に貼ってください。

※受験手数料は、実技試験と学科試験の両方を受験する場合（18,900円）、実技試験のみ受験する場合（15,800円）、学科試験のみ受験する場合（3,100円）で異なります。受験申請書の様式（バーコード）もこれらの場合により異なるため、必ず該当する様式を収納専用窓口へお持ちください。

※収納専用窓口において利用できる支払方法は、次のとおりです。

- ・現金
- ・クレジットカード決済（Visa、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS(AMEX)）
- ・コード決済（PayPay、楽天Pay、d払い、auPay、メルペイ、ゆうちょPay）

※収納専用窓口へお越しいただくことが困難な場合は、専用の納付書によりコンビニエンスストア（全国）や金融機関（主に岡山県内）で手数料を納入することも可能です（ただし、現金に限る）。この納付方法を御希望の方は、(2)の問合せ先へお尋ねください。

- 2) 申請受理後は、いかなる場合も受験手数料は返還できません。御自身の受験資格の有無や受験料・必要書類の詳細等が不明な場合は、申請前に電話で上記(2)までお問い合わせください。内容によっては回答に時間を要する場合がありますので、お早めにお問い合わせいただきますよう、お願いします。

※収納専用窓口では職業訓練指導員試験、免許等に関する御質問には対応できません。

- 3) 岡山県収納専用窓口は、次ページの表のとおりです。詳しくは岡山県のホームページを御覧ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/901851.html>

※岡山県収入証紙は令和5年9月末で廃止され、手数料の納付には使用できなくなりましたので、御注意ください。

【収納専用窓口】

※受付は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時まで。

施設名	所在地
本庁 地下1階（物資部）	岡山市北区内山下 2-4-6 ※物資部は、本庁舎西1階のローソン前の階段を下りて、約50m進んだところにあります。
備前県民局 本館3階（岡山地区猟友会）	岡山市北区弓之町 6-1
備前保健所 1階（おかやま食品衛生協会）	岡山市中区古京町 1-1-17
東備地域事務所 本館1階 （備前保健所東備支所内・東備食品衛生協会）	和気郡和気町和気 487-2
東備地域事務所 本館2階（地域総務課）	
備前県民局 本館1階（倉敷地区猟友会）	倉敷市羽島 1083
備中保健所 1階（備南食品衛生協会）	笠岡市六番町 2-5
井笠地域事務所 別館2階 （備中保健所井笠支所内・井笠食品衛生協会）	
井笠地域事務所 第1庁舎2階（地域総務課）	
高梁地域事務所 本館1階 （備北保健所内・高梁食品衛生協会）	高梁市落合町近似 286-1
高梁地域事務所 本館2階（地域総務課）	
新見地域事務所 1階 （備北保健所新見支所内・新見食品衛生協会）	新見市高尾 2400
新見地域事務所 2階（地域総務課）	
美作県民局 本館2階（総務課）	津山市山下 53
美作保健所 1階（津山食品衛生協会）	津山市椿高下 114
真庭地域事務所 本館1階 （真庭保健所内・真庭食品衛生協会）	真庭市勝山 591
真庭地域事務所 本館2階（地域総務課）	
勝英地域事務所 1階 （美作保健所勝英支所内・勝英食品衛生協会）	美作市入田 291-2
勝英地域事務所 2階（地域総務課）	

7 受験票の送付

受験申請書を受理したときは、受験票を送付します。受験票は試験当日必ず持参してください。

なお、試験日の1週間前までに到着しない場合は、6（2）の問合せ先までお尋ねください。

8 合格発表

（1）発表日時

令和7年11月5日（水）午前10時

（2）発表方法

合格者及び一部合格者の受験番号を岡山県産業労働部労働雇用政策課ホームページ（次のアドレス）に掲載します。

<https://www.pref.okayama.jp/page/796177.html>

※県ホームページのシステムの関係上、閲覧可能となるまでに15分程度の時間を要する場合があります。あらかじめ御了承ください。

※別途、合格者には合格証書、一部合格者には一部合格証書の発送をもって通知します。こ

れら以外の方には原則として通知しませんので、御了承ください。また、電話等による可否に関するお問い合わせには応じられません。

9 合否判定の基準

合否判定の基準は、次のとおりです。

- ① 実技試験、学科試験の指導方法並びに学科試験の関連学科の系基礎学科及び専攻学科についてそれぞれ満点の6割以上の得点があり、かつ、学科試験の関連学科の系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の5割以上の得点がある場合は、合格とする。
- ② 実技試験について満点の6割以上の得点がある場合（①の場合を除く。）は、実技試験に限り合格とする。
- ③ 学科試験の指導方法について満点の6割以上の得点がある場合（①の場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。
- ④ 学科試験の関連学科の系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の5割以上の得点がある場合（①の場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

10 本人への試験結果の提供

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定により、口頭による試験結果の提供を申し出る（申し込む）ことができます。御希望の場合は、事前に上記6（2）まで来庁される日時を電話で御連絡いただいた上、受験票（受験票を紛失した場合は、個人番号カード、運転免許証等受験者本人であることを確認できる書類）を持って、提供場所へお越しください。

なお、この試験結果の提供については本人に対してのみ行い、電話、はがき等によることはできませんので御注意ください。

情報提供の申し出（申込み）ができる人（提供先）	提供の内容	提供期間	提供場所
受験者 本人のみ	学科試験の 得点及び 実技試験の 得点	令和7年11月5日（水）から 令和7年12月5日（金）まで （土曜、日曜及び祝日を除く）	岡山県産業労働部 労働雇用政策課 （住所は6（2）に 記載のとおり）

（注） 情報提供の対応時間は、午前8時30分から午後5時まで（令和7年11月5日（水）は、午前10時から午後5時まで）とします。

11 感染症対策について

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症に感染している方や感染していることが疑われる方の受験は、原則としてお断りします。

また、受験に当たっては感染防止対策に御協力いただくこととし、これらの対策に御協力いただけない場合は、受験をお断りすることがあります。

なお、以上の理由により受験できなかった場合も、受験手数料はお返ししませんので、あらかじめ御了承ください。

具体的な感染防止対策については、感染症の拡大状況等により別途定めることとし、受験票送付時に御案内します。

1.2 全部免除者の受験手続きについて

実技試験及び学科試験の全部の免除を受けようとする方（全部免除者）の職業訓練指導員試験の受験手続きについては、原則としてこの受験案内（上記1～11）によらず、令和7年6月1日付けで岡山県ホームページ（次のアドレス）に公示した「実技・学科試験の全部免除者を対象にした職業訓練指導員試験について」に定めるところにより実施しますので、全部免除者においては、同公示を御参照ください。

ただし、相当の事情によりこの受験案内による試験の受験を希望する場合は、6（2）の間合せ先まで御相談ください。

○実技・学科試験の全部免除者を対象にした職業訓練指導員試験について

<https://www.pref.okayama.jp/page/971990.html>

以上

○別表 1 - 1 職業訓練指導員免許職種(123 職種) (職業能力開発促進法施行規則別表第 11 掲載順)

1	園芸科	42	縫製科	83	住宅設備機器科
2	造園科	43	和裁科	84	さく井科
3	森林環境保全科	44	寝具科	85	土木科
4	鉄鋼科	45	帆布製品科	86	測量科
5	鋳造科	46	木型科	87	建築物設備管理科
6	鍛造科	47	木工科	88	ボイラー科
7	熱処理科	48	工業包装科	89	クレーン科
8	塑性加工科	49	紙器科	90	建設機械運転科
9	溶接科	50	製版・印刷科	91	港湾荷役科
10	構造物鉄工科	51	製本科	92	化学分析科
11	金属表面処理科	52	プラスチック製品科	93	公害検査科
12	機械科	53	レザー加工科	94	木材工芸科
13	電子科	54	ガラス科	95	竹工芸科
14	電気科	55	ほうろう製品科	96	漆器科
15	コンピュータ制御科	56	陶磁器科	97	貴金属・宝石科
16	発変電科	57	石材科	98	印章彫刻科
17	送配電科	58	麺科	99	塗装科
18	電気工事科	59	パン・菓子科	100	広告美術科
19	自動車製造科	60	食肉科	101	デザイン科
20	自動車整備科	61	水産物加工科	102	義肢装具科
21	自動車車体整備科	62	発酵科	103	電気通信科
22	航空機製造科	63	建築科	104	電話交換科
23	航空機整備科	64	枠組壁建築科	105	事務科
24	鉄道車両科	65	とび科	106	貿易事務科
25	造船科	66	建設科	107	流通ビジネス科
26	時計科	67	プレハブ建築科	108	写真科
27	光学ガラス科	68	屋根科	109	介護サービス科
28	光学機器科	69	スレート科	110	理容科
29	計測機器科	70	建築板金科	111	美容科
30	理化学機器科	71	防水科	112	ホテル・旅館・レストラン科
31	製材機械科	72	サッシ・ガラス施工科	113	観光ビジネス科
32	内燃機関科	73	畳科	114	日本料理科
33	建設機械科	74	インテリア科	115	中国料理科
34	農業機械科	75	床仕上げ科	116	西洋料理科
35	縫製機械科	76	表具科	117	臨床検査科
36	織布科	77	左官・タイル科	118	フラワー装飾科
37	織機調整科	78	築炉科	119	メカトロニクス科
38	染色科	79	ブロック建築科	120	情報処理科
39	ニット科	80	熱絶縁科	121	フォークリフト科
40	洋裁科	81	冷凍空調機器科	122	建築物衛生管理科
41	洋服科	82	配管科	123	福祉工学科

○別表 1-2 職業訓練指導員免許職種(123 職種) (五十音順)

イ	印章彫刻科		住宅設備機器科		日本料理科
	インテリア科		情報処理科		ネ
エ	園芸科		食肉科		熱絶縁科
カ	介護サービス科		織布科		ノ
	化学分析科	織機調整科	ハ	配管科	
	ガラス科	寝具科		発酵科	
	観光ビジネス科	森林環境保全科		発変電科	
キ	機械科	ス	水産物加工科		パン・菓子科
	木型科		スレート科		帆布製品科
	貴金属・宝石科	セ	製材機械科		ヒ
	義肢装具科		製版・印刷科	表具科	
	金属表面処理科		製本科	フ	フォークリフト科
ク	クレーン科	西洋料理科	福祉工学科		
	ケ	計測機器科	石材科		プラスチック製品科
建設科		染色科	フラワー装飾科		
建設機械科		ソ	造園科	プレハブ建築科	
建設機械運転科			造船科	ブロック建築科	
建築科		送配電科	ホ	ボイラー科	
建築板金科		測量科		貿易事務科	
建築物衛生管理科		塑性加工科		防水科	
建築物設備管理科		タ		畳科	縫製科
コ	公害検査科			鍛造科	縫製機械科
	光学ガラス科	チ		築炉科	ほうろう製品科
	光学機器科		竹工芸科	ホテル・旅館・レストラン科	
	工業包装科		中国料理科	メ	メカトロニクス科
	航空機製造科	鋳造科		麺科	
	航空機整備科	テ	デザイン科	モ	木材工芸科
広告美術科	鉄鋼科		木工科		
構造物鉄工科	鉄道車両科		ヤ	屋根科	
港湾荷役科	電気科		ユ	床仕上げ科	
コンピュータ制御科	電気工事科		ヨ	洋裁科	
サ	左官・タイル科			電気通信科	溶接科
	さく井科			電子科	洋服科
	サッシ・ガラス施工科	電話交換科	リ	理化学機器科	
シ	紙器科	ト		陶磁器科	流通ビジネス科
	漆器科			時計科	理容科
	自動車車体整備科			塗装科	臨床検査科
	自動車製造科	とび科	レ	冷凍空調機器科	
	自動車整備科	土木科		レザー加工科	
	事務科	ナ	内燃機関科	ワ	枠組壁建築科
写真科	ニット科		和裁科		

○別表2 受験資格及び試験の免除 ★必ず欄外の注釈を御覧ください。

受験資格・免除資格		実務経験 必要年数	実技	免除の範囲			
				学科		指導 方法	
				関連学科 系基礎	専攻		
a 学 校 教 育	●大学卒業	1		免除	免除		
	●高等専門学校卒業	2		免除	免除		
	●短期大学卒業又は専門職大学前期課程修了	2					
	●高等学校又は中等教育学校卒業	3					
	高等学校又は中等教育学校卒業	5					
	高等学校卒業程度認定試験規則による試験に合格した者及び高等学校卒業程度認定試験規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による検定に合格した者	5					
	中学校卒業（実務経験のみ）	8					
b 職 業 訓 練	長期課程の指導員訓練修了	1					
	長期養成課程の指導員養成訓練修了（別の職種で免許を受けた者）	1					
	短期養成課程の指導員養成訓練修了（別の職種で免許を受けた者）	1					
	指導員養成訓練の指導員養成課程又は職業能力開発研究学域の指導員養成訓練修了（別の免許職種で免許を受けた者）	1					
	●応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了	0		免除	免除		
	●専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了	1		免除	免除		
	●普通課程の普通職業訓練修了	2					
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了	3					
c 大 臣 が 指 定 す る 学 校	●専門課程の専修学校卒業 ※厚生労働大臣が指定する学校に限る。	2年制	3				
		3年制	2				
	●高等課程若しくは一般課程の専修学校又は各種学校卒業 ※厚生労働大臣が指定する学校に限る。	2年制	4				
		3年制	3				
d 技 能 検 定	◎技能検定試験において免許職種の1級又は単一等級の合格者 （電子回路接続、バルコニー施工は除く）	0	免除	免除	免除		
	◎技能検定試験において免許職種の2級の合格者	0	免除				
	◎技能検定合格者	0					
e 他の法令に基づく免許等による受験資格（別表3参照）		別表3 参照	別表3参照				
追 加 さ れ ま す。 右 に 該 当 の 場 合 、 試 験 の 免 除 範 囲 が	上記受験資格該当者で、職業訓練指導員試験において免許職種の実技試験又は学科試験の系基礎学科、専攻学科、指導方法の合格者	経験 必要 年 数 （上 記 該 当 す る 受 験 資 格 に 係 る 実 務	一部合格証書の相当する範囲を免除				
	上記受験資格該当者で、職業訓練指導員免許所持者		免許職種と同一系 上記以外		免除		免除
	上記受験資格該当者で、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了した者			職業能力開発総合大学校長が認める範囲を免除			

★注）「免除」は、免除される範囲を示します。

●印は、受験される免許職種に関する学科を修了あるいは履修していることが必要です。

◎印は、別表4「技能検定職種と職業訓練指導員免許職種の対応表」を確認してください。

上記受験資格や免除の要件については概要です（詳細な要件があります）。

また、上記以外にも受験資格がある場合や免除の対象となる場合がありますので、御不明な点は「問合せ先」（本文6（2）参照）へお尋ねください。

○別表3 他の法令に基づく免許等による受験資格、試験免除資格及び免除の範囲

★必ず欄外の注釈を御覧ください。

免許職種	受験資格 (下記免許等を有する者) 〔 〕内は、資格の根拠法令等(一部略称)を表す。	試験免除資格と免除の範囲																														
		試験免除資格 (下記免許等を有する者)	免除範囲																													
			実技試験	学科試験のうち 関連学科																												
溶接科	ガス溶接作業主任者免許〔労働安全衛生規則〕																															
	ガス溶接技能講習修了〔労働安全衛生法〕																															
	特別ボイラー溶接士〔ボイラー及び圧力容器安全規則〕	左記と同じ。	免除	免除																												
	普通ボイラー溶接士〔同上〕																															
	一般社団法人日本溶接協会が認証する溶接技能者資格のうち、以下の①から③までの全ての技能を有することを証明する種類の資格																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>溶接方法</th> <th>対象材料</th> <th>継手の種類</th> <th>材料厚さ</th> <th>裏当て金</th> <th>溶接姿勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>手溶接 (被覆アーク)</td> <td>炭素鋼</td> <td>板の突合せ</td> <td>9mm以上</td> <td>なし</td> <td>立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>半自動溶接</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>ティグ溶接</td> <td>炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金</td> <td></td> <td>3mm以上</td> <td></td> <td>下向き、立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか</td> </tr> </tbody> </table>		溶接方法	対象材料	継手の種類	材料厚さ	裏当て金	溶接姿勢	①	手溶接 (被覆アーク)	炭素鋼	板の突合せ	9mm以上	なし	立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか	②	半自動溶接						③	ティグ溶接	炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金		3mm以上		下向き、立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか	左記と同じ。	免除	
	溶接方法	対象材料	継手の種類	材料厚さ	裏当て金	溶接姿勢																										
①	手溶接 (被覆アーク)	炭素鋼	板の突合せ	9mm以上	なし	立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか																										
②	半自動溶接																															
③	ティグ溶接	炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金		3mm以上		下向き、立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか																										
	一般社団法人日本溶接協会が認証する溶接作業指導者資格	左記と同じ。	免除																													
建設機械科	建設機械施工管理の技術検定合格者〔建設業法施行令〕※条件あり	左記のうち1級の技術検定合格者※条件あり		免除																												
冷凍空調機器科	第1種冷凍機械責任者〔高圧ガス保安法〕	左記と同じ。		免除																												
	第2種冷凍機械責任者〔同上〕																															
	第3種冷凍機械責任者〔同上〕																															
発電電科	第1種ボイラー・タービン主任技術者〔電気事業法〕	左記と同じ。		免除																												
	第2種ボイラー・タービン主任技術者〔同上〕																															
電気科	第1種電気主任技術者〔電気事業法〕	左記と同じ。		免除																												
	第2種電気主任技術者〔同上〕																															
	第3種電気主任技術者〔同上〕																															
	電気機器国家試験合格者〔航空機製造事業法施行規則(S54改正前)〕																															
	エネルギー管理士〔省エネ法〕※条件あり																															
送配電科	第1種電気主任技術者〔電気事業法〕	左記と同じ。		免除																												
	第2種電気主任技術者〔同上〕																															
	第3種電気主任技術者〔同上〕																															
電気工事科	第1種電気主任技術者〔電気事業法〕	左記と同じ。		免除																												
	第2種電気主任技術者〔同上〕																															
	第3種電気主任技術者〔同上〕																															
	エネルギー管理士〔省エネ法〕※条件あり																															
	電気工事施工管理技術検定合格者〔建設業法施行令〕※条件あり																															
電子科	第1種電気工事士〔電気工事士法〕	左記と同じ。	一部免除																													
	第1級陸上無線技術士〔電波法〕	左記と同じ。	免除	免除																												
	第2級陸上無線技術士〔同上〕																															
	第1級アマチュア無線技士〔同上〕																															
	第2級アマチュア無線技士〔同上〕																															
	電子機器国家試験合格者〔航空機製造事業法施行規則(S48改正前)〕	左記と同じ。		免除																												
自動車整備科	1級大型自動車整備士〔自動車整備士技能検定規則〕	左記と同じ。	免除	免除																												
	1級小型自動車整備士〔同上〕																															
	1級二輪自動車整備士〔同上〕																															
	2級ガソリン自動車整備士〔同上〕																															
	2級ジーゼル自動車整備士〔同上〕																															
	2級二輪自動車整備士〔同上〕																															
	1級四輪自動車整備士〔同上(H12改正前)〕																															
	2級三輪自動車整備士〔同上(S53改正前)〕																															
自動車車体整備科	1級大型自動車整備士〔自動車整備士技能検定規則〕	左記と同じ。	一部免除	一部免除																												
	1級小型自動車整備士〔同上〕																															
	2級ガソリン自動車整備士〔同上〕																															
	2級ジーゼル自動車整備士〔同上〕																															
	1級四輪自動車整備士〔同上(H12改正前)〕																															
	2級三輪自動車整備士〔同上(S53改正前)〕																															
	自動車車体整備士〔自動車整備士技能検定規則〕				左記と同じ。	免除	免除																									
					航空機国家試験合格者〔航空機製造事業法施行規則〕	左記と同じ。		免除																								
航空機整備科	航空機国家試験合格者〔航空機製造事業法施行規則〕	左記と同じ。		免除																												
	一等航空整備士〔航空法〕	左記と同じ。	免除	免除																												
	二等航空整備士〔同上〕																															
	航空工場整備士〔同上〕																															

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

免許職種	受験資格 (下記免許等を有する者) 〔 〕内は、資格の根拠法令等(一部略称)を表す。	試験免除資格と免除の範囲		
		試験免除資格 (下記免許等を有する者)	免除範囲 実技試験 学科試験のうち 関連学科	
建築科	1級建築士〔建築士法〕	左記と同じ。		免除
	2級建築士〔同上〕			
枠組壁建築科	1級建築士〔建築士法〕	左記と同じ。		免除
	2級建築士〔同上〕			
ブロック建築科	1級建築士〔建築士法〕	左記と同じ。		免除
	2級建築士〔同上〕			
防水科	1級建築士〔建築士法〕	左記と同じ。		免除
	2級建築士〔同上〕			
プレハブ建築科	1級建築士〔建築士法〕	左記と同じ。		免除
	2級建築士〔同上〕			
熱絶縁科	エネルギー管理士〔省エネ法〕※条件あり	左記と同じ。		免除
測量科	測量士試験合格者〔測量法〕	左記と同じ。	免除	免除
	測量士補試験合格者〔同上〕			
ボイラー科	特級ボイラー技士〔ボイラー及び压力容器安全規則〕	左記と同じ。	免除	免除
	1級ボイラー技士〔同上〕			
	ボイラー・タービン主任技術者〔電気事業法〕	左記と同じ。	免除	免除
	エネルギー管理士〔省エネ法〕※条件あり	左記と同じ。		免除
電気通信科	第1級総合無線通信士〔電波法〕	左記と同じ。	免除	免除
	第2級総合無線通信士〔同上〕			
	第3級総合無線通信士〔同上〕			
	航空無線通信士〔同上〕			
臨床検査科	医師国家試験合格者〔医師法〕	左記と同じ。	免除	免除
	歯科医師国家試験合格者〔歯科医師法〕			
	獣医師国家試験合格者〔獣医師法〕			
	臨床検査技師〔臨床検査技師等に関する法律〕			
事務科	公認会計士試験短答式による試験合格者〔公認会計士法〕	左記と同じ。	免除	免除
	公認会計士試験論文式による試験合格者〔同上〕			
	公認会計士試験第2次試験合格者〔同上(H15改正前)〕			
	公認会計士試験第3次試験合格者〔同上(同上)〕			
	税理士試験合格者〔税理士法〕			
	簿記1級技能検定合格者〔商工会議所法〕			
和裁科	和裁に関する1級又は2級の技能の検定合格者〔商工会議所法〕	左記と同じ。	免除	
情報処理科	システムアーキテクト試験合格者〔情報処理の促進に関する法律施行規則(情報処理技術者試験規則(H28改正前)によるものを含む)〕	左記と同じ。		免除
	ネットワークスペシャリスト試験合格者〔同上(情報処理技術者試験規則(H28改正前,H12改正前)によるものを含む)〕			
	システム監査技術者試験合格者〔情報処理の促進に関する法律施行規則(情報処理技術者試験規則(H28,H21,H19,H12改正前)によるものを含む)〕	左記と同じ。		免除
	応用情報技術者試験合格者〔同上(情報処理技術者試験規則(H28,H21改正前)によるものを含む)〕			
	アプリケーションエンジニア試験合格者〔情報処理技術者試験規則(H21,H19,H12改正前)〕	左記と同じ。		免除
	テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験合格者〔同上(H21,H19改正前)〕			
	ソフトウェア開発技術者試験合格者〔同上(H19改正前)〕			
	第1種情報処理技術者試験合格者〔同上(H12改正前)〕			
	情報処理システム監査技術者試験合格者〔同上(H6改正前)〕	左記と同じ。		免除
	特種情報処理技術者試験合格者〔同上(同上)〕			
オンライン情報処理技術者試験合格者〔同上(同上)〕				
建築物衛生管理科	建築物環境衛生管理技術者〔建築物における衛生的環境の確保に関する法律〕	左記と同じ。		免除
介護サービス科	保育士〔児童福祉法〕	左記に加え、介護サービス科に関する7年以上の実務経験等(左記のうち一部の資格保持者については実務経験等不要。詳しくは、別途お尋ねください。)	免除	免除
	保健師、助産師、看護師、准看護師〔保健師助産師看護師法〕			
	養護教諭免許〔教育職員免許法〕			
	理学療法士、作業療法士〔理学療法士及び作業療法士法〕			
	社会福祉士、介護福祉士〔社会福祉士及び介護福祉士法〕			
	精神保健福祉士〔精神保健福祉士法〕			
保育教諭〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕				
港湾荷役科	船内荷役作業主任者技能講習修了者〔労働安全衛生法〕	左記に加え、大型特殊自動車免許取得、所定の運転技能講習・玉掛け技能講習修了	免除	免除
	揚貨装置運転士免許〔労働安全衛生規則〕	左記に加え、玉掛け技能講習修了	免除	
	クレーン・デリック運転士免許〔クレーン等安全規則〕※条件あり			
	移動式クレーン運転士免許〔同上〕			

★注)「免除」は、試験免除資格ごとに免除される試験の範囲を表しています。
詳しい要件など、御不明な点は「問合せ先」(本文6(2)参照)へお尋ねください。

○別表4 技能検定職種と職業訓練指導員免許職種の対応表

★必ず欄外の注釈を御覧ください。

技能検定職種	免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種	免許職種
ビル設備管理	建築物設備管理科	縫製機械整備	縫製機械科	ブロック建築	ブロック建築科
園芸装飾	園芸科	建設機械整備	建設機械科	エーエルシーパ ネル施工	
造園	造園科 森林環境保全科	農業機械整備	農業機械科	畳製作	畳科
さく井	さく井科	冷凍空気調和機 器施工	冷凍空調機器科	配管	配管科 住宅設備機器科
金属溶解	鉄鋼科 鋳造科	染色	染色科	型枠施工	建設科
鋳造	鋳造科	ニット製品製造	ニット科	鉄筋施工	
粉末冶金		婦人子供服製造	洋裁科	コンクリート圧 送施工	
ダイカスト		紳士服製造	洋服科	防水施工	防水科
鍛造	鍛造科	和裁	和裁科	内装仕上げ施工	インテリア科 床仕上げ科
金属熱処理	熱処理科	寝具製作	寝具科	熱絶縁施工	熱絶縁科
金属材料試験		帆布製品製造	帆布製品科	カーテンウォール 施工	サッシ・ガラス 施工科
機械加工	機械科	布はく縫製	縫製科	ガラス施工	
非接触除去加工		機械木工	木工科	サッシ施工	建築科 サッシ・ガラス 施工科
金型製作		家具製作		ウェルポイント 施工	さく井科 土木科
仕上げ		建具製作		電気製図	電気科
機械検査		紙器・段ボール 箱製造	紙器科	化学分析	化学分析科 公害検査科
機械保全		プリプレス	製版・印刷科	貴金属装身具製 作	貴金属・宝石科
油圧装置調整		印刷		印章彫刻	印章彫刻科
テクニカルイラ ストレーション		製本	製本科	表装	インテリア科 表具科
機械・プラント 製図		プラスチック成 形	プラスチック製 品科	塗装	塗装科
金属プレス加工	塑性加工科	強化プラスチック 成形		塗料調色	
工場板金		石材施工	石材科	広告美術仕上げ	広告美術科
建築板金	塑性加工科 建築板金科	パン製造	パン・菓子科	義肢・装具製作	義肢装具科
鉄工	塑性加工科 造船科 構造物鉄工科 鉄道車両科	菓子製造		工業包装	工業包装科
めつき	金属表面処理科	製麺	麺科	写真	写真科
アルミニウム陽 極酸化処理		ハム・ソーセー ジ・ベーコン製 造	食肉科	調理	日本料理科 中国料理科 西洋料理科
切削工具研削	機械科 製材機械科	水産練り製品製 造	水産物加工科	ビルクリーニング グ	建築物衛生管理 科
電子回路接続	電子科	みそ製造	発酵科	フラワー装飾	フラワー装飾科
電子機器組立て		酒造			
半導体製品製造		建築大工	建築科		
電気機器組立て	電気科	枠組壁建築	枠組壁建築科		
シーケンス制御	メカトロニクス 科	バルコニー施工			
自動販売機調整	電子科 電気科	かわらぶき	屋根科		
鉄道車両製造・ 整備	鉄道車両科	とび	とび科		
時計修理	時計科	左官	左官・タイル科		
光学機器製造	光学ガラス科 光学機器科	タイル張り			
内燃機関組立て	自動車製造科 内燃機関科	築炉	築炉科		

★注) 上記の技能検定職種は、現行のもののみです。上記以外の技能検定職種に係る技能検定合格者が受験できる職業訓練指導員試験の免許職種など、詳しくは「問合せ先」(本文6(2)参照)へお尋ねください。